

令和4年度 全国・ブロック体育大会引率教職員旅費要項

三重県高等学校体育連盟

1 趣 旨

学校における運動部活動は、学校教育の一環として位置づけられており、生徒の個性や体力の伸長を図るだけでなく、学校・地域の活性化や競技スポーツの向上発展に果たす役割も大きい。三重県を代表して、学校運動部活動の成果を発表する場としての学校体育大会に参加する生徒を引率する教職員の旅費を支弁することについて、その取り扱いを定めるものとする。

2 対象者及び引率者数

対象者は、支給対象となる大会に参加する生徒を引率する教職員とし、引率者の人数は、男女競技別に1名若しくは2名とする。

3 事業の内容

該当の大会に出場する生徒を引率する教職員の旅費を三重県旅費規定に準じて支給する。（但し、宿泊に係る食費については、1泊につき2食分とする。）

4 対象となる大会

(1) 高等学校等東海・ブロック体育大会（支給割合 10/10）

- ① 東海高等学校総合体育大会
- ② 東海高等学校定時制・通信制体育大会
- ③ 東海高等学校選抜大会
- ④ 東海高等学校新人陸上競技大会
- ⑤ 東海高等学校駅伝競走大会
- ⑥ 東海地区高等学校野球大会
- ⑦ 東海地区盲学校体育大会
- ⑧ 東海地区聾学校体育大会
- ⑨ 東海地区特別支援学校知的障害教育サッカー大会

(2) 高等学校等全国体育大会（支給割合 10/10）

- ① 全国高等学校総合体育大会（スキー・スケート競技を含む）
- ② 全国高等学校定時制・通信制体育大会
- ③ 全国高等学校選抜大会
- ④ 全国高等学校駅伝競走大会
- ⑤ 全国盲学校体育大会
- ⑥ 全国聾学校体育大会
- ⑦ 全国知的障害特別支援学校高等部サッカー選手権大会
- ⑧ 上記に準ずる大会（全国大会として文部科学大臣が認めた大会のうち、三重県高等学校体育連盟と三重県教育委員会が協議して決定する。）

5 その他

- (1) 県教育委員会は、本事業が効果的に実施されるよう三重県高等学校体育連盟に対して助言する。
- (2) 三重県高等学校体育連盟は、年度当初に事業計画を、年度末に事業報告書を県教育委員会に提出する。
- (3) 三重県内で開催される全国・ブロック体育大会については、原則として泊を認めない。

令和4年度「全国・ブロック体育大会派遣費補助事業」の取扱いについて

三重県高等学校体育連盟

1 目 的

高等学校等の生徒の全国・ブロック体育大会への参加を支援し、学校運動部活動の健全な発展と充実を図るため、交通費、宿泊費、器具・用具運搬費の補助及び全国・ブロック体育大会への参加に義務づけられた新型コロナウイルス検査に要する費用の補助を行う。

2 補助の内容

(1) 全国・ブロック体育大会派遣費補助

該当の大会に出場する生徒に支給する交通費及び宿泊費とする。

(2) 器具・用具運搬費補助

該当の大会に出場する生徒の競技に必要な器具・用具の運搬に要する費用とする。

(3) 新型コロナウイルス検査費補助

該当の全国・ブロック体育大会に出場する生徒に義務づけられた新型コロナウイルスの検査に要する費用とする。

3 支給対象大会及び補助率

(1) ブロック体育大会「補助率1/3」

- ① 東海高等学校総合体育大会
- ② 東海高等学校定時制・通信制体育大会
- ③ 東海高等学校選抜体育大会
- ④ 東海高等学校新人陸上競技大会
- ⑤ 東海高等学校駅伝競走大会
- ⑥ 東海地区高等学校野球大会
- ⑦ 東海地区盲学校体育大会
- ⑧ 東海地区聾学校体育大会
- ⑨ 東海地区特別支援学校知的障害者教育サッカー大会

(2) 全国体育大会「補助率1/2」

- ① 全国高等学校総合体育大会（スキー、スケート競技を含む）
- ② 全国高等学校定時制・通信制体育大会
- ③ 全国高等学校選抜大会
- ④ 全国高等学校駅伝競走大会
- ⑤ 全国盲学校体育大会
- ⑥ 全国聾学校体育大会
- ⑦ 全国知的障害特別支援学校高等部サッカー選手権大会
- ⑧ 上記に準ずる大会（全国大会としてスポーツ庁が認めた大会のうち、三重県高等学校体育連盟と三重県教育委員会が協議して決定する。）

(3) 新型コロナウイルス検査費「補助率10/10」

上記の全国・ブロック体育大会に出場する際に生徒に義務づけられた新型コロナウイルス検査（補助率10/10）

4 支給対象

(1) 全国・ブロック体育大会派遣費補助

支給の対象となる者は、三重県内に所在する高等学校（公立、私立及び準ずる高等学校を含む）の生徒とし、該当大会の正規の登録メンバーとする。

(2) 器具・用具運搬費補助

〔支給対象競技〕 ① ボート競技 ② ヨット競技 ③ カヌー競技
④ 陸上競技（棒高ポール、槍） ⑤ スキー競技 ⑥ 自転車競技

(3) 新型コロナウイルス検査費補助

支給の対象となる者は、三重県内に所在する高等学校（公立、私立及び準ずる高等学校を含む）の生徒とし、該当大会の正規の登録メンバーとする。

5 支給の方法

該当する高等学校等の請求に基づいて、三重県高等学校体育連盟会長が内容を審査のうえ支給する。

6 申請手続き

該当する学校は、大会終了後すみやかに請求書類を三重県高等学校体育連盟会長宛に三重県高等学校体育連盟会長宛に提出する。

(1) 全国・ブロック体育大会派遣費補助

大会後すみやかに請求書類（実績報告書、請求書及び旅費精算請求書）を提出する。ただし、東海・全国高等学校選抜大会、東海・全国盲学校体育大会、東海・全国聾学校体育大会及び東海地区特別支援学校知的障害者教育サッカー大会に関する請求には、大会要項のコピーを添付すること。

(2) 器具・用具運搬費補助

大会終了後すみやかに請求書類（領収書）を三重県高等学校体育連盟会長宛に提出する。

(3) 新型コロナウイルス検査費補助

大会終了後すみやかに請求書類（請求書、領収書、大会に出場する際に新型コロナウイルスの検査を義務づけられていることを証明する文書及び検査費用が明記されている文書）を三重県高等学校体育連盟会長宛に提出する。

7 その他

(1) 全国・ブロック体育大会派遣費補助

- ① 交通費は、学校所在地から会場の最寄り駅または停留所までの1往復とする。
 - ・生徒の交通費の請求については、学割等を利用した金額で請求するものとする。
 - ・貸し切りバスを利用する場合については、経費を利用者数で除した金額を生徒の交通費として認める。ただし、公共交通機関を利用した場合の金額を請求金額の限度とする。
 - ・自家用車の利用について、生徒が引率者の自家用車等に同乗する場合、生徒の交通費は認められない。

※（注意）自家用車等を利用する場合は、「部活動における児童生徒の輸送に係る交通安全対策について（平成7年3月23日付け、教委第183号、平成29年3月2日、一部改正）」によること

- ② 宿泊費は、以下のとおりとする。
 - ・各大会の宿泊要項等に定める額とする。
- ③ 宿泊日数は、出場権のある競技開始日（参加する必要のある開会式を含む）の前泊から出場権を失った日の宿泊までを請求限度とするが、県の旅費規程に準ずることを原則とする。なお、ブロック体育大会の前泊については、競技開始時間（参加する必要のある開会式を含む）が、12時を超えるものは対象外とする。
- ④ 三重県内で開催される全国・ブロック体育大会については、原則として宿泊を認めない。

(2) 器具・用具運搬費補助

- ① 器具・用具運搬費については、学校所在地から、大会会場までの1往復の費用とする。

令和4年度「全国・ブロック体育大会引率教職員新型コロナウイルス検査費用補助事業」の取扱いについて

三重県高等学校体育連盟

1 目的

高等学校における学校運動部活動の健全な発展と充実をはかるため、全国・ブロック体育大会に出場する生徒を引率する教職員に義務づけられた新型コロナウイルス検査に要する費用の補助を行う。

2 補助の内容

該当の全国・ブロック体育大会に生徒を引率する教職員に義務づけられた新型コロナウイルス検査に要する費用とする。

3 支給対象体育大会及び補助率

高等学校体育連盟主催の全国・ブロック体育大会に出場する生徒を引率する教職員に義務づけられた新型コロナウイルス検査（補助率10/10）

4 支給対象

三重県内に所在する高等学校の教職員で、該当の体育大会に出場する生徒を引率し、三重県高等学校体育連盟から経費を支給される教職員とする。

5 支給の方法

該当する高等学校長の請求に基づき、三重県高等学校体育連盟会長が内容を審査のうえ、支給する。

6 請求手続き

該当する高等学校長は、大会終了後すみやかに請求書類（請求書、領収書、大会に出場する際に新型コロナウイルスの検査を義務づけられていることを証明する文書及び検査費用が明記されている文書）を三重県高等学校体育連盟会長宛に提出する

7 その他

本要項に定めのない場合等、必要に応じて三重県高等学校体育連盟は県教育委員会に協議をするものとする。

令和4年度全国・ブロック体育大会派遣費補助事業 及び 令和4年度全国・ブロック体育大会引率教職員旅費委託事業 取り扱いについて (令和4年6月1日加筆)

三重県高等学校体育連盟

1 宿泊費について

(1) 宿泊費上限額

- ・生徒【10,700円】、引率教職員【甲地方 11,700円、乙地方 10,700円】を上限とした実費額とする。(1泊2食・税込)

| | |
|-----|---|
| 甲地方 | さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市 |
| 乙地方 | 甲地方以外の地域 |

- ・引率教職員の宿泊費について、上限額は大会会場の地域ではなく、実際に宿泊した地域の金額とする。(宿泊施設名・所在地を明記)

- ＊宿泊施設が指定される場合(単なる斡旋ではなく、旅行者に選択の余地がない場合に限る)の取扱いは「宿泊施設が指定される場合の取り扱い」のとおりとする。

(2) 宿泊に伴う食費

- ・食事無しプランにて宿泊した場合、別途食事の有無は関係なく食事代金として上記上限額の範囲内で朝食600円、夕食1,700円の定額加算ができる。(生徒・引率教職員 共)
[例: 1泊朝食付きの場合、宿泊費(1泊朝食) + 夕食代金1,700円の請求が可能]
- ・昼食は対象外。

(3) 宿泊対象

- ・オンラインで開会式(含む監督者会議)が実施された場合は、対象外とする。なお、開会式実施方法の変更に係る宿泊費のキャンセル料に関しては、高体連事務局へ相談すること。

(4) 宿泊に伴う駐車場代

- ・宿泊に伴う駐車場代は、宿泊費として請求すること。尚、その場合の上限額は宿泊費+駐車場代として上記金額とする。

2 交通費の請求について

- ・生徒引率の教職員は「原則として最も経済的な通常の経路で公共交通機関を利用するもの」とするが、必要に応じて自家用車を利用での請求をすることができる。その際の請求額は、県の旅費規定に準じ「23円×距離数(km)」とする。
- ・生徒は「原則として学割等を利用した最も経済的な通常の経路で公共交通機関を利用するもの」とする。
- ・教職員、生徒ともに自家用車同乗の場合の交通費は対象外。
- ・レンタカー利用料は対象外。
- ・貸切りバスを利用した場合は[経費の総額を利用人数で除した金額×支給対象人数]を交通費として請求することができる。ただし、公共交通機関を利用した場合の金額を請求上限金額とするため公共交通機関での経路を算出した資料を添付すること。(除した金額の小数点以下の端数については、教職員は「切り上げ」生徒は「切り捨て」にて算出)

3 航空機の利用について

- ・北海道、四国地区、九州地区及び沖縄県へ出張する場合及び旅費合計額が鉄道を利用する場合よりも低廉な場合は利用することができる。
- ・経費削減のため早割等の利用をすること。
- ・「搭乗日」「搭乗者名」「搭乗区間」「料金単価」がわかる領収書等を必ず添付すること。

4 自家用車出張によるカーフェリーの利用について

- ・運転手のフェリー利用料及び車の運搬代は使用料及び賃借料となるため請求できない。
- ・同乗者の船賃は、旅費として請求可。
- ・運転手、同乗者共にフェリー利用時間によっては食事代金として夕食1,700円、朝食600円の請求ができる。(宿泊費として請求)

5 宿泊費・交通費の主催者等からの補助について

- ・全国選抜大会、選手権大会では、主催者からの補助金が支給される場合があり、その場合は支給される補助額を減じて請求すること。{(請求額-補助額)×補助率1/2}
なお、補助額の証明となる資料を必ず添付すること。

6 生徒・引率教職員旅費実績報告書への添付資料について

- ・東海総体、東海定通大会、全国総体、全国定通大会以外は、必ず大会要項、大会宿泊要項を添付すること。
- ・いずれの大会も、必ず参加申込書、各種領収書のコピーを添付すること。
(宿泊費および宿泊に伴う諸雑費、旅行雑費(実費額)や貸切りバス、有料シャトルバス、カーフェリー利用に関わる領収書等)

7 旅行雑費について

- ・旅行者が公務上の必要により、やむを得ず負担した有料道路及び有料駐車場の利用料金については補助対象日、対象区間に限り請求できる。(必ず領収書等を添付)

8 引率教職員の人数について

- ・男女競技別に生徒6名以内1名、生徒7名以上2名とする。

9 旅費請求書について

- ・引率教職員の旅費請求書について、同じ行程であっても2名の場合は1人1枚ずつ提出が必要。

10 新型コロナウイルス検査費用補助金について

- ・新型コロナウイルス検査費用補助金についての取扱いは「令和4年度全国・ブロック体育大会新型コロナウイルス検査費補助事業の取扱いについて」のとおりとする。

11 その他

- ・本事業以外から旅費等の補助を受けた場合(大会主催者の補助は除く)、本事業の対象外とする。(GoToトラベル事業、みえ得トラベルクーポン等)
- ・生徒もしくは引率教職員のいずれか請求の必要がない場合も「0円」での請求書・委任状および実績報告書を提出すること。(様式1~4)
- ・本事業における高体連からの支払いについて、受領権限を委任する必要があるため、委任欄へ必ず記名押印をすること。(様式2, 4, 5, 6, 7)

宿泊施設が指定される場合の取り扱い

引率教職員の宿泊費について、以下の条件を満たして申し込んでいるにもかかわらず、上限額を超えた宿泊先を指定された場合、上限額を超えた実費額を対象とします。生徒の宿泊費については、上限額の変更はありません。ただし、単なる斡旋ではなく、旅行者に選択の余地がない場合に限りです。

○対象となる条件（1，2の条件をともに満たすこと）

1，第1希望とする宿泊先（区分）の宿泊料金（1泊2食・税込）が、上限額【甲地方 11，700円、乙地方 10，700円】以下または、上限額を含む区分であること。

※上限額以下の宿泊先（区分）の選択が出来ない場合は、最も低廉な宿泊先（区分）を選択すること。

（条件を満たす例）

【表1】の料金区分において乙地方に宿泊する場合

第1希望の料金区分を【E】より低廉な区分から選択している。

2，第2希望、第3希望とする宿泊先（区分）の宿泊料金（1泊2食・税込）が、上限額を超える宿泊先（区分）から選択する場合は、選択できる最も低廉な宿泊先（区分）から順に選択すること。

（条件を満たす例）

【表1】の料金区分において乙地方に宿泊する場合

第1希望【E】第2希望【D】第3希望【C】の順に選択している。

（条件を満たさない例）

【表1】の料金区分において乙地方に宿泊する場合

例1）第1希望とする宿泊区分の宿泊料金（1泊2食・税込）が、上限額を超えている。

第1希望【D】第2希望【C】第3希望【B】と選択している。

例2）第2希望、第3希望とする宿泊区分が最も低廉な区分から順に選択されていない。

①第1希望【E】第2希望【C】第3希望【D】と選択している。

②第1希望【F】第2希望【D】第3希望【C】と選択している。

【表1】（全国高校総合体育大会宿泊要項より抜粋）

| 料金区分 宿泊者 | | 宿泊料金 | | | | | | | |
|-------------|--------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 宿泊施設 A | 宿泊施設 B | 宿泊施設 C | 宿泊施設 D | 宿泊施設 E | 宿泊施設 F | 宿泊施設 G | 宿泊施設 H |
| 選手・監督 | (イ)1泊2食 又は | 14,301円 | 13,201円 | 12,101円 | 11,001円 | 9,901円 | 8,801円 | 7,701円 | 6,600円 |
| | 1泊夕食 (無料朝食 サービス付含) | 15,400円 | 14,300円 | 13,200円 | 12,100円 | 11,000円 | 9,900円 | 8,800円 | 7,700円 |

サービス料・消費税込

令和4年度全国・ブロック体育大会新型コロナウイルス検査費補助事業の取扱いについて

三重県高等学校体育連盟

1、対象大会

- ・対象大会は令和4年度全国・ブロック体育大会派遣費補助事業対象大会とする。

2、対象者

- ・対象者は該当の大会に出場する際に新型コロナウイルス検査（PCR検査、抗原検査、抗体検査）を義務づけられた、生徒並びに教職員とし、該当大会の正規の登録メンバーとする。

※対象となる生徒数は、従来の全国・ブロック体育大会派遣費補助事業と同数とする。

※対象となる教職員は、引率教職員（男女競技別に生徒6名以内1名、生徒7名以上2名）、大会に登録した監督及びコーチなどとする。

3、対象費用

- ・対象費用は、対象者の新型コロナウイルス検査費用、新型コロナウイルス検査に係る配送料及び振込手数料とする。

・生徒の対象費用と教職員の対象費用（検査費用・配送料・振込手数料）は分けて精算すること。但し、大会主催者などにより、チーム単位で単価が定められている場合は、その全額を対象人数で案分すること。（除した金額の小数点以下の端数については、教職員は「切り上げ」生徒は「切り捨て」にて算出）

4、申請手続き

- ・申請の期限は令和5年3月31日17:00必着とする。

・該当する学校は、派遣費補助事業新型コロナウイルス検査費補助事業請求書（様式6）及び引率教職員新型コロナウイルス検査費補助事業請求書（様式7）を、三重県高等学校体育連盟会長宛に申請する。

- ・（様式6）及び（様式7）は、派遣費補助事業実績報告書（様式1）及び請求書（様式2）と一緒に申請することとし、（様式6）及び（様式7）のみでは申請できない。
- ・（様式6）及び（様式7）には、領収書、大会に出場する際に新型コロナウイルス検査を義務づけられていることを証明する文書及び検査費用が明記されている文書を添付する。但し、令和5年3月に行われる大会については、（様式6）及び（様式7）のみで提出ができることとし、提出の際は参加申込書を添えること。

※配送料などで領収書の発行が難しい場合は、学校名及び金額が明記されている配送伝票や振込証明書で代用することができる。